

## 備品の帰属について（募集要項の補足説明）

募集要項 14 頁「7 備品」に記載がありますが、指定管理者が購入を行った場合の備品の帰属については、以下のとおりとなります。

企業局が貸与している備品で企業局が使用できると判断したものについて、指定管理者が管理運営費で更新を行った場合は、企業局へ帰属する。ただし、それ以外の指定管理者が自ら持ち込んだ備品や、その他サービス向上のために購入した備品については、指定管理者に帰属する。